

第3章

協会の制度



第3章 協会の制度

3-01	街路樹診断士認定制度	45
3-02	街路樹診断保険制度	47
3-03	入会制度	47

街路樹診断士認定制度

樹木医は、社会の中で広く認められるようになってきました。しかし、最近は未経験の若い樹木医や未熟な樹木医がたくさん生み出され、関係者の間で樹木医の品質やランキングが問題にされたりしています。

街路樹診断においても、数社で開始した初期には、顔の見える信頼のおける技術的環境でしたが、最近は、技術者の増加による顔の見えない環境に変わってきています。樹木医および樹木医を擁する会社の数も著しく増えてきました。その結果、街路樹診断業務の受注競争が激化し、低価格化が起き、技術を習得していない者までが診断に携わるような事態が発生しました。

東京都の街路樹診断マニュアルは、当初から街路樹診断協会の協力のもと、誰でもがわかるように何回か改訂され、東京都のホームページに掲載され、容易に入手できます。そして街路樹診断はマニュアルに従えば、樹木医なら誰でもできると誤認され、自由に使用されるようになってきています。しかし、大量に同時に診断しなければならない街路樹診断業務に対応したチェックリスト状のカルテは、見かけは簡単そうですが、奥が深く、その判断は経験や知識がなければできません。

このような状況の中、診断結果の品質が低下し、診断ミスや、診断報告書の不備などが指摘されるようになっていきます。

これは街路樹診断事業を育成してきた街路樹診断協会にとって、事業の根幹と信用性に関わる深刻な問題です。そこで、一定レベル以上の診断技術に達している者を「街路樹診

断士」として認定し、事業の社会的信用を高めることにしました。街路樹診断士の認定には、任意団体ではなく社会的信用度の高い法人格の取得も必要です。そのため2009年11月に、任意団体であった街路樹診断協会は一般社団法人として再出発しました。翌2010年には街路樹診断士認定制度がスタートしました。

リスクマネジメントとしての街路樹診断は、人と樹木の命を預かる責任のある判断を求められる業務であり、経験や知識だけでなく、誠意や信頼が必要です。その結果、一般社団法人街路樹診断協会では、街路樹診断を本業とする協会の品質・品位を保ち、診断内容を保証するため、新規と更新の認定事業が必要になりました。同時に、協会員や街路樹診断士は、その品質・品位を保つ義務が生じます。これらの品質保証をするのが街路樹診断士認定制度です。

街路樹診断士の認定は当初、手探り状態で始められました。基本的に理事会で協議し、決められたとおりに理事は作業分担や講師をするなど、協力して動きました。初期の5年間(2015年まで)は、更新認定がまだ始まっておらず、新規認定だけでした。認定方法は、第1回認定から協会が実施する街路樹診断士認定講習会に、1日参加することで認定資格を得ることができました。テキストは講師の講演内容を文書化したものでした。

このような中、「街路樹診断士認定講習テキスト」の発行が急がれ、理事や関係者が執筆者となり、2年ほどかけ完成させた「街路樹診

断士認定講習テキスト」(第1版)が2015年8月に発行されました。この年から東京の清澄庭園で新規認定の座学の講習会と試験が開催され、現場での実地研修と実地試験もきちんと始められました。翌年2016年8月には「新版 街路樹診断士認定講習テキスト」(第2版)が発行され、内容も充実しました。新規認定は、テキストができたことで講習や試験などの内容が安定し、清澄庭園に全国から受講生全員が一斉に集まる形式もコロナ禍前年(2019年)まで続き、定着しました。

一方、更新認定は、それまでの新規認定と同様に、決められた更新認定講習会への参加で、認定資格を得ることができ、これもコロナ禍前年まで続きました。

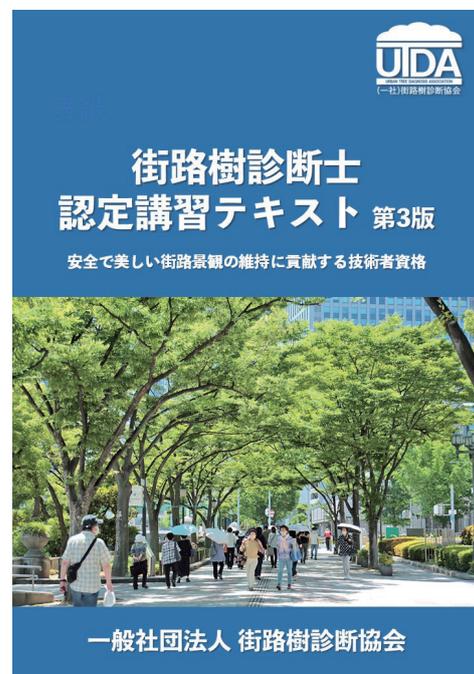
2020年、コロナ対策として密を避けなければなくなり、1か所に集まる対面の講習会ができなくなりました。そのため新規認定は中止とし、更新認定はレポート提出で代用しました。このコロナ禍をきっかけに、それまですでに始められていたオンライン講習の検討が加速し、翌2021年12月には、半年遅れでしたが新規認定オンライン講習を開催することができました。この時より、清澄庭園に全国から集まり対面で開催していた座学の講習と試験および、実地研修と実地試験はなくなり、実地研修と実地試験は、密を避け、地域性を生かし、各支部で分散して行うことになりました。2022年2～3月、更新認定も同じ動画を使ってオンライン講習を開催しました。

2022年度には、新規認定も更新認定も、受講時間を自由に選択できるオンデマンド方式に改善し、受講生への利便性を高めました。

しかし、講習会は対面式からオンライン式

に改善しましたが、テキストや講習の内容は、古いまま改訂されておりました。すなわち、2016年の「新版 街路樹診断士認定講習テキスト」(第2版)から6年間経ており、東京都のマニュアルは2021年に改訂されていることから、テキストの改訂は必須と考えました。そこで2022～2023年度にかけて、緊急で臨時の特別委員会「街路樹診断士認定講習テキスト改訂特別委員会」(2022年10月設立)を「街路樹診断士認定委員会」とは別に立ち上げ、認定講習で使用するテキストの改訂と、それに伴う動画の改訂をしました。

そして2023年6月に「街路樹診断士認定講習テキスト第3版」を発行することができました。2023年3月の更新認定までは、第2版の古い内容ですが、2023年7月、夏の新規認定からは第3版の新しい内容に変わったこととなります。



街路樹診断保険制度

本部事務局の対応している街路樹診断保険について概要を説明します。詳しくは毎年度皆様にご案内している街路樹診断保険の案内をご確認ください。

街路樹診断事業者賠償責任保険とは、街路樹診断事業の遂行によって他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、事業者が法律上の賠償責任を負担された場合に、その損害を契約のてん補限度額（支払保険金の最高限度額）の範囲内で補償する保険です。「診断した樹木の落枝により通行者が負傷した」「診断した樹木が倒伏し車を破損した」などの事故が対象となります。反対に保険対象とならない事故例は、診断業務遂行に関連する賠償責任の補償などです。例えば診断者が転倒し診断者自身が負傷した、などは補償対

象とはなりません。倒木の撤去、復旧費用も含まれていません。保険期間は1年間です。

事故が起こったときの対応ですが、万一、損害賠償請求を受けるおそれのある事故（または原因や事由）が発生したことを知った場合、または被害者から損害賠償請求を受けた場合には、ただちに街路樹診断協会および保険会社または代理店まで連絡する必要があります。事故発生時には事務局まで早急にご連絡ください。

令和5年度時点における支払限度額と自己負担額

		支払い限度額	自己負担額
対人	1名	1億円	0円
	1事故	1億円	
対物	1事故	1億円	0円
保険料(樹木医1名につき)			2,400円

入会制度

街路樹診断協会の会員募集については事務局が対応し、主に協会ホームページにおける広報や研修会事業における宣伝を通じて募集を行っています。また街路樹診断士が入札要件に加えられたことにより徐々にではありますが会員数は増加しています。会員の種別と会費は以下のとおりです。

①正会員（造園建設業登録または建設コンサルタント登録の法人／資格審査会で承認／正会員2社からの推薦）入会金10万円、年会費12万円

②賛助会員（資格審査会で承認／正会員2社からの推薦）入会金10万円、年会費5万円

③団体会員（樹木医を擁するNPO法人、一般社団法人、公益社団法人等／資格審査会で承認／正会員2社からの推薦）入会金10万円、年会費12万円（樹木医10名につき）

会員入会については会員からの入会申し込み受け付け後、資格審査委員会での入会資格確認が行われ、その後理事会承認・総会承認を経て入会が認められています。